

項 目	内 容																								
1. 商品名	企業サポートローン「TKC」																								
2. 資金使途	事業用資金（運転資金および設備資金）																								
3. 借入資格	以下の条件を満たす法人および個人事業者 営業実績 3 年以上の事業者 TKC 会員と顧問契約を締結後、1 年以上経過し、TKC の財務会計システムを利用している事業者 TKC 会員（税理士または公認会計士）から紹介をされた事業者 債務超過ではない事業者 当金庫の会員資格を有する事業者 諸税の延滞のない事業者 その他、当金庫所定の条件を満たす事業者																								
4. 融資期間	6 ヶ月以上 5 年以内（1 ヶ月単位）																								
5. 融資金額	10 万円以上 1,000 万円以内（1 千円単位） TKC 静岡会会員が会計参与に就いている先については 5,000 万円以内。 決算状況等により、ご利用いただける融資枠が制限される場合があります。																								
6. 融資利率およびその基準と頻度	変動金利 ご融資の利率は、当金庫長期貸出基準金利に基づき当金庫が定める所定金利とさせていただきます。ご融資後の利率は、当金庫長期貸出基準金利に変動があった場合に、その変動幅にてスライドします。 団体信用生命保険制度をご利用の場合は融資利率に 0.55% 上乗せいたします。																								
7. 金利優遇	融資利率より、条件に応じて以下の「金利優遇」または「金利優遇」のどちらか一方による金利優遇を行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">金利優遇</th> <th style="text-align: center;">優遇金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続 MAS システム利用先</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.25%</td> </tr> <tr> <td>戦略財務情報システム（FX 2）利用先</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.25%</td> </tr> <tr> <td>税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面提出先</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.50%</td> </tr> <tr> <td>各商工会議所・法人会連携融資（特別融資）制度利用の場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.10%</td> </tr> <tr> <td>合算最大優遇</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.10%</td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">金利優遇</th> <th style="text-align: center;">優遇金利</th> </tr> <tr> <td>TKC 静岡会会員が「会計参与」に就いている先</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.00%</td> </tr> </tbody> </table>	金利優遇		優遇金利	継続 MAS システム利用先		0.25%	戦略財務情報システム（FX 2）利用先		0.25%	税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面提出先		0.50%	各商工会議所・法人会連携融資（特別融資）制度利用の場合		0.10%	合算最大優遇		1.10%	金利優遇		優遇金利	TKC 静岡会会員が「会計参与」に就いている先		1.00%
金利優遇		優遇金利																							
継続 MAS システム利用先		0.25%																							
戦略財務情報システム（FX 2）利用先		0.25%																							
税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面提出先		0.50%																							
各商工会議所・法人会連携融資（特別融資）制度利用の場合		0.10%																							
合算最大優遇		1.10%																							
金利優遇		優遇金利																							
TKC 静岡会会員が「会計参与」に就いている先		1.00%																							
8. 返済方法	元金均等毎月返済とします。（毎月決まった元金に利息を加えた金額を、ご指定の預金口座から引落させていただきます。）（当初 6 ヶ月返済据置可）																								
9. 担保	原則不要 既に提供していただいている担保、および今後他の取引などにより新たに担保を提供していただく場合、この融資は当該担保の対象となる場合がございます。また、決算状況等により担保を追加いただく場合もございます。																								
10. 保証人	【信用保証協会をご利用の場合】 法人 … 原則代表者 1 名 個人事業者 … 原則不要 【信用保証協会をご利用にならない場合】 法人 … 原則代表者 1 名 個人事業者 … 原則配偶者・後継者・法定相続人の中から 1 名 既に締結している根保証契約、および今後新たに根保証契約を締結する場合、この融資は当該保証の対象となります。また、決算状況等により保証人を追加いただく場合もございます。																								
11. 保証料	信用保証協会をご利用の場合は、同協会所定の保証料が必要となります。																								

12 .その他参考事項	金利、ご用意いただく書類等につきましては、窓口にお申し出ください。 返済額をお知りになりたい方は、窓口にて試算しますのでお申し出ください。 1 事業所 1 件の取扱いとさせていただきます。 お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
13 .苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。</p>